

石木川の河川開発調査に関する覚書

長崎県東彼杵郡川棚町字川原郷、岩屋郷、木場郷（以下「甲」という。）と長崎県（以下「乙」という。）は石木川の河川開発調査に関し次のとおり覚書を取りかわす。

第1条 乙は、甲の同意を得て、石木川の河川開発のための地質調査（ボーリング5ヶ所、地震波試験8ヶ所）およびその周辺の地形測量を実施するものとする。ただし、調査内容を変更する場合はあらかじめ甲の了解を得なければならない。

なお、調査のため、物件に損傷をあたえた場合は、甲、乙、話し合いの上処理することとする。

第2条 乙は地質調査等開始の時期を予め甲に明示し且、地質調査完了の予定時期を甲に明らかにするものとする。

第3条 乙は地質調査の公表説明の時期を甲に明らかにし、若し、地質調査が半年度に終わらない場合甲が要求するときは、中間調査概況を公表説明するものとする。

第4条 乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。

甲と乙はこの覚書を誠意履行するための合意の証として本書5通を作成し記名捺印の上立会人を含め各々その1通を保有するものとする。

昭和47年7月29日

甲 東彼杵郡川棚町川原郷総代

川添信一



岩屋郷総代

松尾若平



木場郷総代

楠本五郎



乙 長崎県知事

久保勘一



立会人 東彼杵郡川棚町長

竹村寅次郎



印

印